「火の確認 いい日を支える いい習慣」

秋の全国火災予防運動

11月９日(月)から15日(日)までは秋の全国火災予防運動の実施期間です。
これから火災が発生しやすい時季を迎えます。火災予防の意識を高めて、
火災の発生を防ぎ、尊い命を守りましょう。
問　消防本部予防課(☎25－3311)

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

【４つの習慣】

- 寝たばこは絶対にしない、させない
- ストーブの周りに燃えやすい物を置かない
- こんろを使う時は、火のそばを離れない
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

【６つの対策】

- ストーブやこんろは安全装置の付いた機器を使用する
- 住宅用火災警報器を定期的に点検し、設置から10年を目安に交換する
- 部屋を整頓し、寝具や衣類、カーテンは防炎品を使用する
- 消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- 避難経路と避難方法を常に確保しておく
- 防火訓練や防災訓練、戸別訪問など、地域ぐるみの防火対策を行う

住宅用火災警報器を設置しましょう

消防法や市火災予防条例で、住宅の寝室などに住宅用火災警報器を設置することが義務付けられています。必ず設置してください。設置後は小まめに点検し、設置から10年を経過している物は交換するなど、火災時に正常に機能するよう維持管理をすることが大切です。



11月９日は119番の日です

問　消防本部通信指令課(☎25－3510)

火事や事故が発生すると、気が動転し落ち着いて119番通報ができません。電話機のそばに自宅や職場の住所や電話番号を書いた紙を貼るなど正確な通報ができるよう心掛けましょう。

【通報するときのポイント】

- 火事か、救急かをはっきりと伝える
- 住所は、正しく伝える。携帯電話での119番通報が年々増加しています。外出先で住所が分からない場合は、目印となる建物や公園、交差点名を伝えたり、地図アプリなどで現在地を検索して伝えたりする
- 火事の場合、安全な場所から通報し、何が燃えているかなどを伝える
- 救急の場合、誰が、どうしたのか(けがか病気か)に加え、その人の年齢、性別、持病、かかりつけの病院などを、分かる範囲で答える

※消防本部では、119番通報時に、電話で心肺蘇生法や止血などの応急処置を指導したり、避難するよう指示したりすることがあります。慌てずに落ち着いて指示に従ってください



今月の表紙

今月の表紙は、８月から10月にかけて、伊勢崎・赤堀・東・境の各地区において盛大に開催されたまつりの様子。参加者は、年に一度の祭典に笑顔を咲かせていました。境ふるさとまつり、いせさきまつり、赤堀まつりの様子は19ページで、あずま夏まつりの様子は本紙10月号で紹介しています。

市広報プロモーション課 公式インスタグラム 今月の“いち推し伊勢崎”



撮影者：yukimura_zf
撮影場所：早川淵 彼岸花の里

市広報プロモーション課公式インスタグラムで「＃いち推し伊勢崎」を付けて投稿された皆さんの写真を紹介しています。

市役所・各支所などの連絡先

- 伊勢崎市役所 ‥ ☎0270－24－5111
- 赤堀支所 …… ☎0270－62－1151
- あずま支所 …… ☎0270－62－1311
- 境支所 …… ☎0270－74－1111

開庁時間　午前８時30分～午後５時15分

■災害情報案内(24時間)
☎050－5536－6965
■救急病院等案内(24時間)
☎0270－23－1299

広報いせさきの見かた

時 … 日時　¥ … 費用
場 … 場所　持 … 持ち物
対 … 対象　申 … 申し込み
定 … 定員　問 … 問い合わせ
内 … 内容　HP… ホームページ

広報いせさき ISESAKI No.494　令和８年 11

contents

P3	秋の全国火災予防運動
P4－7	侵入窃盗から家族と財産を守る
P8	デジスポISESAKIフェス開催
P9	いせさき福祉ふれあいフェスタ開催
P10	あなたの意見 市政に届けてみませんか
P11	「広報いせさき」がスマホで！多言語で！読める
P12	連載 企画展「昭和のカタチ」
P13－16	市民病院職員を募集します 市有地を売却します パブリックコメント手続を行います がん検診はお済みですか？　ほか
P17－18	pick up 市文化協会創立20周年記念文化祭を開催　ほか
P19	まちの出来事
P20－21	健康ガイド／いきいきシニア／子育て通信
P22	図書館インフォメーション／いきいき公民館
P23－29	情報掲示板 23 お知らせ　25 スポーツ　26 講座　28 催し 29 募集　29 善意
P30	各種相談
P32	明日へジャンプ／人口世帯・市税の納期

QRコードの利用ができない人は

記事の担当部署へ問い合わせをお願いします

本紙掲載のQRコードの利用ができない場合は、掲載記事の担当部署へ問い合わせてください。詳細な事項や申し込みについて丁寧に対応します。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

